

平成27年度公正取引委員会実績評価書(標準様式)

(公正取引委員会27-④)

施策名	競争政策の広報・広聴等 競争的な市場環境の創出					
施策の概要	①研修の実施等を通じて発注機関における入札談合等の防止のための取組を支援・促進し, ②公開セミナーの実施等により競争政策の重要性や競争政策に係る最近の主要な論点等に関する情報発信を行い, ③各府省における規制の事前評価における競争評価の取組を支援・促進する。					
達成すべき目標	①発注機関における入札談合等の防止に係る意識・取組内容の向上, ②事業者, 法曹等の実務家, 行政機関の職員等における競争政策に係る理解の増進, ③各府省における規制の事前評価に当たっての競争評価の定着及びその内容の向上を図ることによって, 発注機関, 事業者等に対して競争政策の定着を図り, もって, 競争的な市場環境を創出する。					
施策の予算額・執行額等	区分	25年度	26年度	27年度	28年度要求額	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	41,357	43,557	43,747	
		補正予算(b)	0	0		
		繰越し等(c)	0	0		
		合計(a+b+c)	41,357	43,557		
執行額(千円)	34,443	35,208				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	平成26年9月30日 公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(閣議決定) 平成19年1月26日 第166回国会施政方針演説					

測定指標	入札談合等関与行為防止法に係る発注機関向け研修の実施回数	実績値					評価対象年度	達成
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	25年度・26年度	目標達成
		165	178	235	312	318		
	年度ごとの目標値	-	108回以上	128回以上	160回以上	201回以上		
	公開セミナーの開催回数	実績値					評価対象年度	達成
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	25年度・26年度	目標達成
		3回	4回	3回	3回	3回		
	年度ごとの目標値	3回以上						
	発注機関における入札談合等の防止に係る意識・取組内容を向上させることによる発注機関に対する競争政策の定着状況	施策の進捗状況(実績)					評価対象年度	達成
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	25年度・26年度	目標達成
		別紙1のとおり。						
	年度ごとの目標値							
	事業者, 法曹等の実務家, 行政機関の職員等における競争政策に係る理解の増進による事業者等に対する競争政策の定着状況	施策の進捗状況(実績)					評価対象年度	達成
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	25年度・26年度	目標達成
		別紙2のとおり。						
年度ごとの目標値								
各府省における規制の事前評価に当たっての競争評価の定着及びその内容の向上による各府省に対する競争政策の定着状況	施策の進捗状況(実績)					評価対象年度	達成	
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	25年度・26年度	相当程度進展あり	
	別紙3のとおり。							
年度ごとの目標値								

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)	相当程度進展あり
	(判断根拠)	「入札談合等関与行為防止法に係る発注機関向け研修の実施回数」及び「公開セミナーの開催回数」に関しては, 具体的な数値目標を達成している。 また, 「発注機関における入札談合等の防止に係る意識・取組内容を向上させることによる発注機関に対する競争政策の定着状況」及び「事業者, 法曹等の実務家, 行政機関の職員等における競争政策に係る理解の増進による事業者等に対する競争政策の定着状況」に関しては, 一定の高い理解度, 有益度を示しており, 目標を達成したといえる。 「各府省における規制の事前評価に当たっての競争評価の定着及びその内容の向上による各府省に対する競争政策の定着状況」については, 回答内容等に改善の余地がみられる例もあり, 各府省における競争政策の定着という目標を達成したとまではいえないが, 一定の実績を示しており, 取組が相当程度進展したと考えられる。

	<p>施策の分析</p>	<p>測定指標全体を通じて評価すれば、本件取組は、発注機関における発注業務の改善、競争政策や競争政策に係る最近の主要な論点に関する情報発信、各府省における規制の事前評価に当たっての競争評価の定着等のために必要かつ有効であり、また、その活動は効率性があつたと評価できる。</p> <p>なお、平成25年度及び平成26年度に開催された6回の公開セミナーのうち、参加者の満足度が特に高かつた2回(第36回[97.4%]及び第37回[97.2%])について見ると、参加者アンケート中の、「公開セミナーの参加理由」の質問に対し、「テーマ」を選んだ回答者の割合が他の回と比較して高くなっていることから、引き続き事業者や実務家等の関心が高く、かつ、競争政策上重要なテーマの選定に重点を置く必要がある。</p>
<p>評価結果</p>	<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【施策】 競争的な市場環境の創出を図るため、現在の目標を維持し、引き続き本件取組(入札談合等関与行為防止法等に係る発注機関向け研修の実施、公開セミナーの開催、各府省における規制の事前評価における競争評価の取組の支援・促進)を推進していく。</p> <p>【測定指標】 本件取組は、発注機関における発注業務の改善、競争政策や競争政策に係る最近の主要な論点に関する情報発信、各府省における規制の事前評価に当たっての競争評価の定着のために必要であり、かつ、一定の有効性及び効率性があつたと評価できる。そのため、各指標とも、現在の目標設定の考え方を維持し、引き続き本件取組を推進していく。なお、「発注機関における入札談合等の防止に係る意識・取組内容を向上させることによる発注機関に対する競争政策の定着状況」の測定指標に関しては、研修対象者が発注担当職員等であることを踏まえると、研修の理解度及び有益度はそれぞれ90%以上を、研修内容の周知予定についても発注機関で共有することで効果を拡大させること等を踏まえると、おおむね90%以上を維持していくことを今後の目標とし、来年度以降、定量的目標とすることも視野に入れて測定指標の見直しを検討していく。また、「事業者、法曹等の実務家、行政機関の職員等における競争政策に係る理解の増進による事業者等に対する競争政策の定着状況」についても、公開セミナーや国際シンポジウムは、特定のテーマを事前に公表しているが、特定の参加条件を設定していないため、一定の知識を有する者以外の者が参加していると思われること等を踏まえると、満足度80%以上を維持していくことを今後の目標とし、来年度以降、定量的目標とすることも視野に入れて測定指標の見直しを検討していく。</p> <p>また、公開セミナーのテーマ選定に当たっては、平成26年度行政事業レビューにおいても、事業者や実務家等の関心が高く、かつ、競争政策上重要なテーマの選定に重点を置く旨、改善の方向性が示されているとおり、事業者、法曹等の実務家、行政機関の職員等における競争政策に係る理解の増進を効率的に図るため、引き続きテーマの選定に重点を置くとともに、会場規模・講演内容・講演時間等の設定を適切に行うこととする。</p> <p>各府省における規制の事前評価における競争評価の取組の支援・促進については、競争評価の定着を図る上で、競争評価チェックリスト及び手引等の配布に対するニーズがあり、かつ、それぞれの取組は効率的に実施されていることから、継続していく必要がある。その上で、引き続き、各府省の実施した競争評価について継続的にその内容を分析、検討していくことが重要である。</p>

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>・入札談合等関与行為防止法の研修に関し、理解度等を定量的目標として測定指標の見直しを検討する旨の記載があるが、定量的目標とはどのような指標を考えているのか。(小西委員) (現在定性的指標の要素としている入札談合等関与行為防止法の研修の理解度等について、数値によりその達成度合いを測ることが可能ではないかと考えたことから、来年度以降、定量的目標を設定することを検討している旨回答した。)</p> <p>・競争評価チェックリストの回答の中に、規制の評価が適切でないものがみられる例があるとの記載があるが、適切でないとはどのような事例なのか。また、そのような事例に対して、どのような対応をとるのか。(若林委員) (例えば、競争評価チェックリストの作成に当たって、十分な分析をしていない事例である旨回答した。また、適切な評価がなされていない事例を減らすため、これまで検討会を活用してチェックリストの改善について検討を行ってきたところ、今後、競争評価チェックリストの内容を分析し、その結果をフィードバックするなどの仕組みを考えていくことが重要である旨回答した。)</p> <p>・公開セミナーに関しては、競争政策を扱ったセミナーは需要があると思うので、会場規模を大きくし、SNSなどを活用して告知方法を工夫すべきである。(田中委員) (意見を踏まえ、今後、検討することとしたい旨回答した。)</p>
------------------------	---

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>①入札談合等関与行為防止法に係る研修の聴講生に対する理解度アンケート 調査対象者・人数:21,730名(平成25年度) 21,314名(平成26年度) 調査方法:研修受講者に対するアンケート 作成者:公正取引委員会 調査期間:平成25年4月～平成27年3月 有効回答数:18,025名(平成25年度) 19,129名(平成26年度)</p> <p>②公開セミナーの参加者に対する満足度等に係るアンケート 調査対象者・人数:309名 調査方法:当日会場でアンケート用紙を配布し、回収。 作成者:公正取引委員会 調査期間:平成25年5,6,11月,平成26年5,10月,平成27年2月 有効回答数:281名</p> <p>③国際シンポジウムの参加者に対する満足度等に係るアンケート 調査対象者・人数:153名 調査方法:当日会場でアンケート用紙を配布し、回収。 作成者:公正取引委員会 調査期間:平成26年3月,平成27年3月 有効回答数:131名</p> <p>(注)前記資料等は全て公正取引委員会官房総務課において保管している。</p>
----------------------------------	---

<p>担当部局名</p>	<p>経済取引局総務課 経済取引局経済調査室 経済取引局調整課</p>	<p>作成責任者名 (※記入は任意)</p>	<p>経済取引局総務課長 杉山 幸成 経済調査室長 木尾 修文 調整課長 藤井 宣明</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成27年4月～7月</p>
--------------	---	----------------------------	--	-----------------	-------------------

測定指標	施策の進捗状況(実績)				
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
発注機関における入札談合等の防止に係る意識・取組内容を向上させることによる発注機関に対する競争政策の定着状況	<p>以下を始め、発注機関における入札談合等の防止に係る意識・取組内容を向上させることにより、発注機関に対する競争政策の定着に努めた。</p> <p>入札談合等関与行為防止法等に係る発注機関向け研修における参加者の理解度[93.2%](注1) 入札談合等関与行為防止法等に係る発注機関向け研修の有益度[91.3%](注2) 入札談合等関与行為防止法等に係る発注機関向け研修参加後に研修の内容を職場において周知する[77.3%](注3)</p> <p>① 同左[94.8%] ② 同左[93.7%] ③ 同左[80.9%]</p>	<p>以下を始め、発注機関における入札談合等の防止に係る意識・取組内容を向上させることにより、発注機関に対する競争政策の定着に努めた。</p> <p>① 同左[94.8%] ② 同左[93.7%] ③ 同左[80.9%]</p>	<p>以下を始め、発注機関における入札談合等の防止に係る意識・取組内容を向上させることにより、発注機関に対する競争政策の定着に努めた。</p> <p>① 同左[95.3%] ② 同左[94.0%] ③ 同左[82.7%]</p>	<p>以下を始め、発注機関における入札談合等の防止に係る意識・取組内容を向上させることにより、発注機関に対する競争政策の定着に努めた。</p> <p>① 同左[96.3%] ② 同左[95.2%] ③ 同左[90.6%]</p>	<p>以下を始め、発注機関における入札談合等の防止に係る意識・取組内容を向上させることにより、発注機関に対する競争政策の定着に努めた。</p> <p>① 同左[95.6%] ② 同左[94.5%] ③ 同左[88.4%]</p>
年度ごとの目標値	発注機関における入札談合等の防止に係る意識・取組内容を向上させることにより、発注機関に対する競争政策の定着を図る。				

(注1) 理解度については、アンケートにおいて入札談合等関与行為防止法等への理解度が「深まったと思う」又は「多少深まったと思う」と回答した参加者の割合を記載。

(注2) 有益度については、アンケートにおいて研修の内容について、今後の業務に「役立つ」又は「多少役立つ」と回答した参加者の割合を記載。

(注3) アンケート(「研修会を実施する」、「上司に報告する」、「同僚・部下に報告する」、「研修資料を回覧する」、「周知する予定はない」、「その他」から複数回答可。)において、「周知する予定はない」と回答した参加者の割合を100から差し引いた割合を記載。

		施策の進捗状況(実績)				
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
測定指標	事業者、法曹等の実務家、行政機関の職員等における競争政策に係る理解の増進による事業者等に対する競争政策の定着状況	<p>以下を始め、事業者、法曹等の実務家、行政機関の職員等における競争政策に係る理解の増進により事業者等に対する競争政策の定着に努めた。</p> <p>① 公開セミナーにおける参加者の満足度[74.6%](注1)</p> <p>② 国際シンポジウムにおける参加者の満足度[56.8%](注2)</p>	<p>以下を始め、事業者、法曹等の実務家、行政機関の職員等における競争政策に係る理解の増進により事業者等に対する競争政策の定着に努めた。</p> <p>① 同左[79.6%]</p> <p>② 同左[97.0%]</p>	<p>以下を始め、事業者、法曹等の実務家、行政機関の職員等における競争政策に係る理解の増進により事業者等に対する競争政策の定着に努めた。</p> <p>① 同左[93.5%]</p> <p>② 同左[87.1%]</p>	<p>以下を始め、事業者、法曹等の実務家、行政機関の職員等における競争政策に係る理解の増進により事業者等に対する競争政策の定着に努めた。</p> <p>① 同左[83.2%]</p> <p>② 同左[98.5%]</p>	<p>以下を始め、事業者、法曹等の実務家、行政機関の職員等における競争政策に係る理解の増進により事業者等に対する競争政策の定着に努めた。</p> <p>① 同左[92.6%]</p> <p>② 同左[96.8%]</p>
	年度ごとの目標値	事業者、法曹等の実務家、行政機関の職員等における競争政策に係る理解の増進により事業者等に対する競争政策の定着を図る。				

(注1) 満足度については、アンケートにおいて公開セミナーの内容について、「大変参考になった」を5、「参考になった」を4、「全く参考にならなかった」を1とした5段階評価の結果、「5」又は「4」と回答した参加者の割合を記載。

(注2) 満足度については、アンケートにおいて国際シンポジウムの内容について、「大変参考になった」を5、「参考になった」を4、「全く参考にならなかった」を1とした5段階評価の結果、「5」又は「4」と回答した参加者の割合を記載。

測定指標	施策の進捗状況(実績)				
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
各府省における規制の事前評価に当たった競争評価の定着及びその内容の向上による各府省に対する競争政策の定着状況	<p>以下を始め、各府省における規制の事前評価に当たった競争評価の定着及びその内容の向上に努めた。</p> <p>各府省における規制の事前評価における競争評価チェックリストを用いた競争評価(注)の実施件数[67件]</p> <p>① 同左[82件]</p> <p>競争評価に関する検討会議の開催回数[2回]</p> <p>② 同左[2回]</p>	<p>以下を始め、各府省における規制の事前評価に当たった競争評価の定着及びその内容の向上に努めた。</p> <p>① 同左[82件]</p> <p>② 同左[2回]</p>	<p>以下を始め、各府省における規制の事前評価に当たった競争評価の定着及びその内容の向上に努めた。</p> <p>① 同左[42件]</p> <p>② 同左[3回]</p>	<p>以下を始め、各府省における規制の事前評価に当たった競争評価の定着及びその内容の向上に努めた。</p> <p>① 同左[143件]</p> <p>② 同左[2回]</p>	<p>以下を始め、各府省における規制の事前評価に当たった競争評価の定着及びその内容の向上に努めた。</p> <p>① 同左[50件]</p> <p>② 同左[0回]</p>
年度ごとの目標値	各府省における規制の事前評価に当たった競争評価の定着及びその内容の向上を図ることによって、各府省に対して競争政策の定着を図る。				

(注) 競争評価チェックリストを用いた競争評価とは、規制の新設・改廃が競争に与える影響を特定する方法として、あらかじめ作成されたチェックリストの設問に答える方法で各行政機関が行う競争評価であり、公正取引委員会では、総務省と連携して、当該競争評価チェックリストを作成した。

実績評価書資料

担当課 経済取引局総務課, 経済調査室, 調整課

1. 評価対象施策

競争政策の広報・広聴等
競争的な市場環境の創出

【具体的内容】

①研修の実施等を通じて発注機関における入札談合等の防止のための取組を支援・促進し, ②公開セミナーの実施等により競争政策の重要性や競争政策に係る最近の主要な論点等に関する情報発信を行い, ③各府省における規制の事前評価における競争評価の取組を支援・促進する。

2. 施策の目標（目標達成時期）

①発注機関における入札談合等の防止に係る意識・取組内容の向上, ②事業者, 法曹等の実務家, 行政機関の職員等における競争政策に係る理解の増進, ③各府省における規制の事前評価に当たっての競争評価の定着及びその内容の向上を図ることによって, 発注機関, 事業者等に対して競争政策の定着を図り, もって競争的な市場環境を創出する。(平成 25 年度及び平成 26 年度)

3. 評価の実施時期

平成 27 年 4 月～7 月

4. 評価の観点

- (1) 本件取組は, 競争的な市場環境を創出するために必要か (必要性)。
- (2) 本件取組は, 競争的な市場環境を創出するために有効か (有効性)。
- (3) 本件取組は, 効率的に行われたか (効率性)。

5. 施策の実施状況

- (1) 入札談合等関与行為防止法に係る発注機関向け研修
公正取引委員会は, 発注機関における入札談合等防止のための取組を支援するため, 入札談合等関与行為防止法等に係る研修会を主催しているほか, 全国の発注機関に講師を派遣するなどして, 発注機関の職員を対象に, 入札談合等関与行為防止法等に係る研修を実施している。

平成 25 年度及び平成 26 年度における研修の実施回数は、平成 24 年度以前よりも大幅に増加し、平成 25 年度においては 312 回、平成 26 年度においては 318 回となった（表 1）。

表 1 入札談合等関与行為防止法等に係る研修会実施回数（単位：回）

これまでの実績値			評価対象期間の実績値	
22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
165	178	235	312	318

表 2 入札談合等関与行為防止法等に係る研修の主な参加者等

公取委における 担当事務所等	実施回数		主な参加者
	平成 25 年度	平成 26 年度	
本局	108	94	国土交通省，防衛省，東京都，独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の各職員
北海道事務所	13	20	国土交通省北海道開発局の各職員，北海道の各職員
東北事務所	20	28	農林水産省東北農政局，宮城県の各職員
中部事務所	34	41	石川県，浜松市，中日本高速道路株式会社の各職員
近畿中国四国事務所	23	31	防衛省中部近畿防衛局，兵庫県，大阪市の各職員
中国支所	19	13	国土交通省中国地方整備局，岡山県，広島市の各職員
四国支所	48	40	国土交通省四国地方整備局，愛媛県，高松市の各職員
九州事務所	40	44	防衛省九州防衛局，長崎県，熊本市の各職員
沖縄公正取引室	7	7	沖縄県，那覇市の各職員
合計	312	318	

また、入札談合等関与行為防止法等に係る研修の参加者に対するアンケート調査結果は、以下のとおりである（表 3，表 4 及び表 5）。

表3 研修後に入札談合等関与行為防止法等への理解が深まったか

	深まった	多少深まった	どちらとも言えない	あまり深まらなかった	深まらなかった	既に十分知っている
平成25年度	62.0%	34.3%	2.3%	0.7%	0.2%	0.6%
平成26年度	59.1%	36.5%	2.7%	0.8%	0.3%	0.7%

表4 研修の内容は今後の業務に役立つと思うか

	役立つ	多少役立つ	どちらとも言えない	あまり役立たない	役立たない
平成25年度	71.2%	24.0%	3.5%	0.8%	0.4%
平成26年度	69.1%	25.4%	4.0%	1.1%	0.3%

表5 研修参加後に研修の内容を職場において周知するか（複数回答可）

	研修会を実施する	上司に報告する	同僚・部下に報告する	研修資料を回覧する	その他	周知する予定はない
平成25年度	5.6%	17.5%	19.9%	52.8%	11.5%	9.4%
平成26年度	5.0%	15.7%	16.8%	46.8%	21.6%	11.6%

(2) 公開セミナー等

公正取引委員会は、競争政策研究センター（以下「CPRC」という。）を設置し、CPRCが、政策と学術研究、経済学と法学、我が国と海外の学識経験者をつなぐ架け橋となることを通じ、独占禁止法の執行や競争政策の企画、立案及び評価を行う上での理論的・実証的基礎を強化するための活動を展開している。

ア 公開セミナー

公正取引委員会職員、経済学者、法学者らによる共同研究を実施しているところ、一般から広く参加者を募ってセミナーを開催して共同研究の成果等を発表し、参加者間での討議を行うとともに、専門誌において共同研究の成果を紹介することなどによって、事業者、法曹等の実務家、行政機関の職員等における競争政策に係る理解の増進を図っている（CPRCが開催する当該セミナーを以下「公開セミナー」という。）。

公開セミナーは、平成20年度から平成24年度の5年間で合計19回（平均3.8回／年）開催しており（表6）、平成25年度においては3回（表

7), 平成26年度においても3回開催している(表8)。また, 平成25年度及び平成26年度に開催した計6回(第32回から第37回)の参加者の合計は587名(平成25年度: 333名, 平成26年度: 254名)であった。参加者に対するアンケート調査の結果, 参加者の満足度は, 「大変参考になった」又は「参考になった」との回答の合計が, 第32回では78.9%, 第33回では90.7%, 第34回では78.9%, 第35回では88.5%, 第36回では97.4%, 第37回では97.2%であった(表10)。

表6 公開セミナーの開催回数 (単位: 回)

これまでの実績値					評価対象期間の実績値	
20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
6	3	3	4	3	3	3

表7 平成25年度に開催した公開セミナーのテーマ・講師等

1	25. 5. 10	第32回公開セミナー 「経済学からみた再販売価格維持行為をめぐる議論の現状」 【講師】 Patrick Rey (フランス・トゥールーズ大学経済学部教授)
2	25. 6. 14	第33回公開セミナー (CPRC10周年記念シンポジウム) 「日本の競争政策: 歴史的概観」 【講師】 岡田 羊祐 (CPRC所長・一橋大学大学院経済学研究科教授) 「単独行為規制の将来展望」 【講師】 泉水 文雄 (CPRC客員研究員・神戸大学大学院法学研究科教授) 【コメンテーター】 服部 薫 (長島・大野・常松法律事務所パートナー弁護士)
3	25. 11. 15	第34回公開セミナー 「電子書籍市場の動向について」 【講師】 大橋 弘 (CPRC主任研究官・東京大学大学院経済学研究科教授) 泉 克幸 (京都女子大学法学部教授) 【コメンテーター】 浜屋 敏 (株式会社富士通総研経済研究所上席主任研究員)

(注) 公開セミナーの講師, コメンテーター等の肩書は開催日時点のものである。

表8 平成26年度に開催した公開セミナーのテーマ・講師等

1	26. 5. 9	第35回公開セミナー 「独占禁止法と日本経済ーグローバル化・イノベーション・規制改革ー」 【講師】 後藤 晃（政策研究大学院大学教授）
2	26. 10. 24	第36回公開セミナー 「中国における独占禁止法運用について」 【講師】 Adrian Emch（ホーガン・ロヴェルズ法律事務所北京事務所弁護士） 【コメンテーター】 Jiang Shan（高岡法科大学法学部教授）
3	27. 2. 20	第37回公開セミナー 「諸外国における優越的地位の濫用規制等の分析」 【講師】 泉水 文雄（CPRC客員研究員・神戸大学大学院法学研究科教授） 【コメンテーター】 伊永 大輔（広島修道大学大学院法務研究科准教授）

（注） 公開セミナーの講師、コメンテーター等の肩書は開催日時点のものである。

表9 公開セミナーのアンケート回答者の内訳

事業者	研究機関・ 大学関係	法曹関係	学生	その他
56.9%	15.4%	8.8%	1.6%	17.3%

（注） 「その他」には、政府・公共機関の職員等が含まれている。

表10 公開セミナーにおける参加者の満足度

	5	4	3	2	1
第32回（平成25年5月10日）	44.7%	34.2%	13.2%	7.9%	0.0%
第33回（平成25年6月14日）	53.5%	37.2%	4.7%	4.7%	0.0%
第34回（平成25年11月15日）	42.1%	36.8%	13.2%	7.9%	0.0%
第35回（平成26年5月9日）	36.8%	51.7%	9.2%	2.3%	0.0%
第36回（平成26年10月24日）	25.6%	71.8%	2.6%	0.0%	0.0%
第37回（平成27年2月20日）	52.8%	44.4%	2.8%	0.0%	0.0%

（注） 最高評価である「大変参考になった」を「5」とし、最低評価である「全く参考にならなかった」を「1」とした5段階評価における各評価の回答数の割合である。

イ 国際シンポジウム

CPRCでは、国際的な競争政策に関するトピックスやアカデミックな研究成果について、海外の競争当局担当者や学識経験者を招いて、国内の研究者、事業者、CPRCの研究者や公正取引委員会幹部を交えたパネルディスカッション等を行う国際シンポジウムを開催している。

国際シンポジウムは、CPRCが発足した平成15年度以降、毎年1回開催している（表11）。また、平成25年度及び平成26年度に開催した国際シンポジウムについては、参加者の合計は336名（平成25年度（第11回）：153名、平成26年度（第12回）：183名）であった。参加者に対するアンケート調査の結果、その評価は、「大変参考になった」又は「参考になった」との回答の合計が第11回では98.5%、第12回では96.8%となった（表13）。

表11 国際シンポジウムのテーマ等（平成22年度以降）

年 度	開催日	テーマ
平成22年度	平成23年3月4日	競争法と企業結合規制
平成23年度	平成24年3月9日	カルテル・談合と独占禁止法
平成24年度	平成25年2月22日	新興国における競争政策の役割
平成25年度	平成26年3月14日	デジタルエコノミーにおける競争政策
平成26年度	平成27年3月6日	急増する特許権とイノベーション～競争政策の役割

表12 国際シンポジウムのアンケート回答者の内訳

事業者	研究機関・ 大学関係	法曹関係	学生	その他
42.5%	28.1%	7.8%	4.6%	17.0%

（注） 「その他」には、政府・公共機関の職員等が含まれている。

表13 国際シンポジウムに対するおける参加者の満足度

	5	4	3	2	1
第11回（平成26年3月14日）	45.6%	52.9%	0.0%	1.5%	0.0%
第12回（平成27年3月6日）	39.7%	57.1%	1.6%	1.6%	0.0%

（注） 表10と同じ5段階評価における各評価の回答数の割合である。

- (3) 各府省における規制の事前評価における競争評価の定着
規制の新設又は改廃を行う際には、総務省が策定した「行政評価等プ

プログラム」(平成22年4月公表)等によって、規制の事前評価において各行政機関が競争状況の把握・分析(以下「競争評価」という。)を行い、当該評価結果を規制の事前評価書に記載することとなり、平成22年4月26日から試行的に競争評価が実施されている。公正取引委員会では、競争評価の定着及び内容向上のため、各種の支援・促進に係る取組を行っている。

ア 各府省における規制の事前評価における競争評価チェックリストを用いた競争評価

競争評価の試行的実施に当たっては、「行政評価等プログラム」等により、OECD競争委員会における「競争評価に関する理事会勧告」等の国際的な流れも踏まえ、規制の新設・改廃が競争に与える影響を特定する方法として、あらかじめ作成されたチェックリストの設問に答える方法を採用することとされたことから、公正取引委員会は、競争評価チェックリストを作成し、総務省と連携して同チェックリストを配布しているほか、競争評価チェックリスト活用の手引(以下「手引」という。)及びサンプル事例を総務省を通じて配布している。競争評価チェックリストを用いた競争評価は、平成25年度は10府省において計143件実施され、平成26年度は、12府省において計50件実施された。

イ 競争評価に関する検討会議

競争評価については、平成22年4月19日付けの総務省行政評価局事務連絡において、試行的実施の状況・結果を踏まえ、平成23年度以降の適切な時期に本格的実施に移行することとされた。公正取引委員会では、競争評価を本格実施する際に、各府省がより充実した競争評価を実施するための方法を示すこと等を目的として、経済学や規制の事前評価の知見を有する複数の外部有識者を招いて規制影響分析手法等検討会議(以下「検討会」という。)を開催してきている。平成25年度においても、平成24年度に引き続き、各府省が行う競争評価の質を向上させることを目的として、競争評価チェックリストの各設問の在り方やそれらに回答する際の検討方法について議論を行った(平成26年2月及び同年3月。なお、平成26年度には開催せず)。

6. 評価

(1) 必要性

ア 発注機関における入札談合等防止のための取組の支援・促進

入札談合は、独占禁止法が禁止するカルテル(不当な取引制限)の

典型的な行為であり、入札参加者間の公正かつ自由な競争を通じて国や地方公共団体等が安価で良質な公共財を調達する入札システムを否定する悪質な違反行為であるが、過去数十年にわたって、入札談合事件は後を絶たない。また、平成15年の入札談合等関与行為防止法施行後において、公正取引委員会が発注者による入札談合等関与行為を認定した事例も13件に上っている。このように多発している入札談合等を防止するためには、入札談合が行われにくい入札制度を整備し、そのような入札制度を適切に運用することと、入札談合に関与しないように発注機関・職員の法令遵守に係る意識向上や体制面の整備等が不可欠である。しかし、発注機関の職員にとっては、予算執行等との兼ね合いや被害者意識を自覚しにくいことなどから、入札談合等の防止に積極的に取り組むインセンティブが小さいものと考えられる。また、平成23年9月に公表した「官製談合防止に向けた発注機関の取組に関する実態調査報告書」によれば、例えば、入札談合等関与行為防止法に触れたコンプライアンス・マニュアルは1割程度、入札関連秘密情報の管理規程は2割程度の発注機関での整備にとどまっている状況がみられる。

また、当該調査報告書によれば、入札談合等関与行為防止法の研修を過去3年間に実施した発注機関は約4分の1にとどまっており、相当数の発注機関の職員が入札談合等関与行為防止法の内容を十分把握しないまま業務に従事している可能性が指摘されている。実際、入札談合等関与行為防止法等に係る研修の参加者に対するアンケート調査の結果、入札談合等関与行為防止法等について、研修参加前に「ほとんど知らなかった」、「名称を知るのみ」又は「全く知らなかった」と回答した参加者の割合は、平成25年度においては48.5%、平成26年度においては46.6%となっており（表14）、平成24年度の49.9%と比べて徐々に減少してきているが、依然として半数近い発注機関の職員が入札談合等関与行為防止法等を知らないと回答している。

表14 研修前に入札談合等関与行為防止法等の知識がどの程度あったか

	ある程度把握していた	ほとんど知らなかった	名称を知るのみ	全く知らなかった
平成25年度	51.5%	25.9%	17.6%	5.0%
平成26年度	53.4%	25.7%	16.7%	4.2%

したがって、発注機関の職員が入札談合等防止のための意識を高め、そのための取組を向上させるとともに、入札談合に関与することがな

いよう、入札談合に関する経験、知見を有する公正取引委員会が発注機関の職員に対する研修を実施し、発注機関における入札談合等防止のための取組を支援・促進することが必要である。

イ 競争政策の重要性や競争政策に係る最近の主要な論点等に関する情報発信

独占禁止法（競争法）に基づく規制は、独占の弊害という経済学上の理論をその根拠の一つとして行われており、法と経済学が極めて密接に関係している領域である。また、独占禁止法の執行及び競争政策の運営の目的は、特定の者の利害調整や被害者の救済を主眼とするものではなく、公正かつ自由な競争を維持・促進することにより、ユーザーや一般消費者全般の利益を確保するとともに、技術革新や産業の新陳代謝の促進を通じた経済の活性化及び経済成長を実現するという全体的、一般的効果を目指すものである。したがって、独占禁止法の執行及び競争政策の運営を的確に行っていくためには、他の政策や法律に比べて、その理論的基盤を整備し、法学、経済学の新しい知見を取り込み、より緻密に経済実態や競争状況を把握するなど、公益を実現するための適切な枠組みを常時洗練させていく必要性が高い。このような理論的かつ実証的な裏付けに基づいた適切な法執行や競争政策の運営を実施し、かつ、それらを適切に発展させていくためには、独占禁止法の執行及び競争政策の運営を担う公正取引委員会、法律及び経済学の理論を担う学界、法律や経済の実務を担う法曹界や経済界が、競争政策に関する情報を共有し、密接に意見交換を行い、相互に補い合いながら協働を進めていくことが不可欠である。

このような観点から、最近の競争政策の主要な論点を提供し、これらの関係者が認識を共有できる場を設けることの必要性は非常に高いといえる。実際に、CPRCが開催している公開セミナーは、参加者の募集の締切日前に応募者が定員に達する回もあり、また、公開セミナー開催後も、当該公開セミナーについて公正取引委員会のウェブサイトに掲載しているページへのアクセスが続く（それぞれ開催後3か月間の平均で延べ847件。特に平成25年度開催の第34回公開セミナー（テーマ「電子書籍市場の動向について」）においては延べ1,904件。）など、ニーズも大きい。

さらに、競争政策の基礎となる経済学の理論は、世界共通のものであることから、経済学の研究が進んでいる欧米の議論やそれをいち早く取り入れた欧米当局の動向を把握することは、我が国競争政策の発展にとって極めて重要である。そのため、公開セミナーに加えて海外

における最新の論点を紹介する国際シンポジウムを開催することは、事業者、法曹等の実務家、行政機関の職員等にとって有益であり、実際、国際シンポジウム開催後も、当該シンポジウムについて公正取引委員会のウェブサイトに掲載しているページへのアクセスが続く（それぞれ開催後3か月間の平均で延べ347件）など、関係者の関心は高い。

また、平成26年度行政事業レビューの結果においても、「国際シンポジウムや公開セミナーには、競争政策に関係する企業関係者や法曹等が多数参加していることから、国民のニーズがあり、優先度が高い事業といえる。」とされている。

ウ 各府省における規制の事前評価における競争評価の支援・促進

競争評価は、平成22年4月から新たに開始された取組であるが、競争評価チェックリストを用いた競争評価が、平成25年度においては、10府省において143件、平成26年度においては、12府省において50件実施されており、また、チェックリストに回答するに当たっての考え方や検討方法について、公正取引委員会に対して相談が寄せられている。また、試行段階にある競争評価について、従来、質問事項の検討や回答内容の精査等の取組を進めてきたところ、今後、本格実施に移行させるためには、検討や精査の結果等を基に政策評価を所管する総務省と協議を進める必要があり、現時点では各府省の競争評価の取組が十分定着しているとはいえない状況であるため、より定着させるために競争政策の知見を有する公正取引委員会が各種の支援・促進のための取組を実施する必要がある。

(2) 有効性

ア 発注機関における入札談合等防止のための取組の支援・促進

発注機関における入札談合等防止のための取組を支援するため、入札談合等関与行為防止法等に係る研修を、平成25年度においては312回、平成26年度においては318回実施し、全国の発注機関の職員（平成25年度は18,025名、平成26年度は19,129名。いずれもアンケート回収ベース。）が参加した。研修会の実施回数目標値は「過去5年間の平均と同等又はそれを上回る程度で実施」としているところ、平成25年度及び平成26年度のいずれも大幅に上回っており、目標を達成している。

研修の実施回数が大幅に増加した理由については、公正取引委員会が発注機関に対して研修実施を働きかけたことや、平成24年10月に国土交通省に対して、また、平成26年3月に独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に対して、それぞれ入札談合等関与行為防止法に基

づいて改善措置要求を行ったことを踏まえ、各発注機関が職員に対する入札談合等関与行為防止法等の周知に力を入れたことが主な要因と考えられる。

アンケート調査では、研修への出席により入札談合等関与行為防止法等についての理解が「深まった」又は「多少深まった」と回答した参加者の割合は、平成25年度においては96.3%、平成26年度においては95.6%となっている（表3）。また、研修の内容は入札談合等の未然防止を含む今後の業務に「役立つと思う」又は「多少役立つと思う」と回答した参加者の割合は、平成25年度においては95.2%、平成26年度においては94.5%となっている（表4）。

さらに、研修においては、「入札談合の防止に向けて」と題する資料を配布して説明を行っているところ、同資料は、入札談合に関する法令や法執行手続等を網羅的に含んでいるほか、過去の事例を多数掲載している。参加者は研修後もいつでも同資料を参照することができるほか、研修を受けた職員が同資料を用いて研修に参加できなかった職員に対して説明することができるなど、発注機関の職員の理解増進に寄与している。同資料については、公正取引委員会ウェブサイトにも掲載しダウンロードできるようになっている。平成25年度からアンケートの集計方法を変更したところ、アンケート調査結果によれば、研修を受けた後、「職場で講習会を実施」、「上司に報告」、「同僚・部下に報告」、「資料回覧」すること等によって職場において研修内容の周知を行う予定であるとしている参加者の割合は、平成25年度においては90.6%、平成26年度においては88.4%となっている（表5）。

これらを踏まえると、発注機関の職員に対して実施している入札談合等関与行為防止法等に係る研修は、発注機関の発注担当職員等を対象として実施しているものであり、当該職員等にとって、遵守を義務付けられている入札談合等関与行為防止法に関する理解は必要不可欠のものである。そのため、研修による前記理解度や有益度は、一定程度高い水準が必要であるところ、平成25年度及び平成26年度ともに、平成24年度に引き続き90%を超える高い水準である。また、研修を受けた者だけでなく、さらに、研修内容を発注機関内で共有することによって、入札談合等関与行為の未然防止等の効果が拡大するところ、前記のとおり、研修内容の周知予定は、平成25年度及び平成26年度ともに、おおむね90%と高い水準である。

これらを踏まえると、発注機関の職員に対して実施している入札談合等関与行為防止法等に係る研修は、当該発注機関の職員における入札談合等関与行為防止法等の理解を促進し、当該発注機関における発

注業務の改善に資するために有効であると評価できる。

イ 競争政策の重要性や競争政策に係る最近の主要な論点等に関する情報発信

事業者、実務家等における競争政策に係る理解の増進のため、平成25年度及び平成26年度においては、両年度とも公開セミナーを3回及び国際シンポジウムを1回開催している。公開セミナーの開催回数の目標については、過去5年間の平均開催回数を基に3回以上と設定しているところ、平成25年度及び平成26年度ともに目標を達成している。

(ア) 公開セミナー

平成25年度及び平成26年度に開催した計6回（第32回から第37回）の公開セミナーの参加者の合計は前記5(2)のとおり、587名（平成25年度：333名、平成26年度：254名）と多数の参加者を得た。公開セミナーの参加者に対するアンケート調査の結果、公開セミナーにおける参加者の満足度は表10のとおり、「大変参考になった」又は「参考になった」との回答の合計が、第32回では78.9%、第33回では90.7%、第34回では78.9%、第35回では88.5%、第36回では97.4%、第37回では97.2%であった。また、アンケートの自由回答欄に寄せられた参加者からの意見として、「再販売価格維持行為をめぐる経済学の議論を学部教科書レベルから最先端の内容のレベルまで話をさせていただき、頭の整理ができたと思う。」（第32回）、「競争政策、競争法制の整備の変遷について理解できた。産業政策と競争政策のせめぎ合いの歴史について理解できた。」（第33回）、「マーケティングの方の意見もあって、ある程度、多面的・实际的に考えることができた。」（第34回）、「競争法のあるべき方向性と、独禁法と特許法の関係が整理でき、とても参考になった。」（第35回）、「中国における独禁法の概要がよく分かった。」、「講師の現地情報に根ざした話が興味深かった。」（第36回）、「会社のコンプライアンスを担当するものとして、大変勉強になりました。今回勉強したことを自分のものにして、当社が優越的地位の濫用につながらないように、啓発活動を続けていきたい。」（第37回）等の意見が寄せられている。

このように、平成25年度及び平成26年度に開催した公開セミナーに対する参加者の満足度は、いずれの回とも高く、参加者にとって、参考となるものだったといえる。

なお、第36回及び第37回公開セミナーについては、募集を開始して間もなく（第36回公開セミナーにおいては、募集開始日の4日後、第37回公開セミナーにおいては、募集開始日の翌日）に定員に達し、

募集を締め切ったところであり、関係者の関心の高いテーマを選定できた反面、希望者の多くが参加することができるよう、適切な予算執行にも留意しつつ、会場の規模の設定を行う必要性が認められた。また、参加者の満足度が他の回と比較して低かった第32回及び第34回公開セミナーについて、アンケート結果を見ると、「内容が難しかった」、「講演時間をもう少し長く取ってほしかった」といった意見が寄せられていることから、講演内容・講演時間を適切に設定する必要性が認められた。

(イ) 国際シンポジウム

平成25年度及び平成26年度に開催した国際シンポジウムについては、参加者の合計は前記5(2)のとおり、336名（平成25年度（第11回）：153名、平成26年度（第12回）：183名）であった。参加者に対するアンケート調査の結果によれば、その評価は表13のとおり、「大変参考になった」又は「参考になった」との回答の合計が第11回では98.5%、第12回では96.8%となった。また、当該アンケートの自由回答欄に寄せられた参加者からの意見として、「今回のような最先端テーマ、特に経済学的な分析に重点を置いた方向はとても有益だった。」「市場や競合関係が固定的でない（時系列を導入して考える）」ということは思考に刺激を与えてくれた。大変興味をもって聞かせていただいた。」（第11回）、「講師の研究は珍しい視点に立っており、興味深かった。」「USPTO（米国特許商標庁）とEPO（欧州特許庁）の現状と課題。その気づきを得られたので大変良かった。研究結果、多角的な面の取り組みを知ることが出来た。」（第12回）等の意見が寄せられており、国際シンポジウムに対する参加者の満足度は高く、参加者にとって参考となるものだったといえる。

公開セミナーや国際シンポジウムは、国際的な競争政策に関するトピックスや研究成果を広く社会に提供する観点から、特定のテーマを選定し、それを事前に公表して開催しているものである。しかし、これらに参加するための参加条件を設定していないため、当該テーマに関心があり、一定の知識を有する者以外の者の参加も可能なものである。このような状況の中で公開セミナー及び国際シンポジウムの満足度がいずれも80%を超えていることを踏まえると、参加者からの評価が非常に高く、CPRCの研究成果や最近の競争政策に関するトピックスを共有し、競争政策に係る理解を増進する上で有効であったと評価できる。

ウ 各府省における規制の事前評価における競争評価の取組の支援・促進

(ア) 競争評価の定着に係る施策

より充実した競争評価を行ってもらおうという観点から競争評価チェックリストについて、平成25年12月、平成26年2月に総務省が開催した政策評価に関する統一研修（規制の事前評価に関する研修）において説明を行った。

さらに、競争評価チェックリストに回答するに当たっての考え方や検討方法について相談を受け付け、単に疑問点に回答するだけでなく、競争評価の基礎となる競争政策の基本的考え方を説明するなど競争評価の実施の支援を行った。

平成25年度においては、10府省から合計143件、平成26年度においては、12府省から合計50件の競争評価チェックリストが提出された（平成25年度は特定の省庁からの提出が多かった）ところ、回答内容はおおむね各設問の趣旨に沿った妥当なものであったが、設問の趣旨に鑑みると規制の評価が適切ではないものなど改善の余地がみられる例もあったことから、競争評価の定着に係るさらなる取組の必要がある。

(イ) 競争評価の内容の向上に係る施策

公正取引委員会は、各府省が競争評価を実施する際の方法について検討するための検討会を開催し、検討会では、競争評価を更に充実させるための手法の開発等について議論を進めており、経済学を応用しつつ各府省の担当者が競争評価チェックリストの各設問の回答を記入する場合の課題の抽出と解決の示唆を得るなどしてきた。

平成25年度においては2回開催し（平成26年度は実施せず）、これまでの検討から、個々の設問について各府省が回答するにあたり、どのようにして客観的に検討・判断するべきかが明確でないという問題点があると考えられたため、現在の競争評価チェックリストの各設問及び手引について、修正案を検討した。さらに、競争評価チェックリストの回答結果を、規制の事前評価にどのように反映すべきかという点についても修正案の検討を行った。

なお、平成26年度に検討会を実施していないのは、修正案の検討を平成25年度に終え、平成26年度は、競争評価の本格実施に向けて、政策評価を所管する総務省との具体的な調整に重点を置いたためである。

検討会は、競争評価を実施する際の方法の検討を進める上で広く課題を把握できるなど、競争評価の内容の向上に向けて有効なものであった。今後、競争評価を本格実施するための考え方、実施検討や、各府省が行った競争評価の内容の分析について、必要に応じて検討会を活用していくこととしている。

(3) 効率性

ア 発注機関における入札談合等防止のための取組の支援・促進

前記(1)アに記載の実態調査報告書において、いわゆる官製談合に關与するリスクの高い職員は発注担当部署（出先機関を含む。）の職員であることが示されており、また、これまで公正取引委員会が認定した入札談合等關与行為のほぼ全ての事例が発注担当部署の職員の關与によるものである。

入札談合等關与行為防止法に係る研修の参加者に対するアンケート調査結果によれば、参加者のうち「工事・物品・委託業務等の発注業務」を担当する者の割合は、平成25年度においては51.6%、平成26年度においては55.1%となっており、リスクの高い発注担当部署の職員に対して重点的に研修を実施することにより、効率的に研修を実施できたといえる（表18）。

表18 研修参加者の担当業務（複数回答可）

	工事・物品・委託業務等の発注業務	契約・会計業務	コンプライアンス等の内部統制業務	その他
平成25年度	51.6%	34.3%	9.3%	19.8%
平成26年度	55.1%	34.6%	8.2%	22.0%

また、同アンケート調査結果によれば、研修を受けた後、平成25年度においては90.6%、平成26年度においては88.4%とおおむね90%の参加者が職場において研修内容の周知を行う予定であるとしている（表5）ことから、参加者だけでなく研修に参加していない者に対してもその内容の周知が行われたものと評価できる。研修において配布している「入札談合の防止に向けて」と題する資料については、公正取引委員会ウェブサイトにも掲載しているところ、同資料のアクセス回数は、平成25年度においては、8,388件、平成26年度においては9,891件と増加している。

さらに、平成25年度公正取引員会政策評価委員会における指摘を踏

まえ、公正取引委員会ウェブサイトのトップページの「ピックアップ」に「入札談合等関与行為防止」の項目を設け、入札談合等関与行為防止法について説明したページにアクセスしやすい環境を整備することにより、同法の周知を強化した。

このように、入札談合等の防止に係る意識等の向上のための働きかけを発注担当部署の職員に対して重点的に行うとともに、研修の参加者以外の職員にもその内容を周知させることができ、効率的な取組であったと評価できる。

イ 競争政策の重要性や競争政策に係る最近の主要な論点等に関する情報発信

公開セミナーの開催に当たっては、CPRCの活動を通じて競争政策に関心のある者をメーリングリストとしてデータベース化し、リスト掲載者に直接、参加案内を発信しており、効率的な告知を行える仕組みになっている。また、公開セミナーには、職員だけではなく、外部の者も参加しており、職員の知識の向上と外部への情報発信が同時に行えるものとなっている。さらに、国際シンポジウムでは、新聞社との共催で実施することにより、開催前における参加募集及び開催後における国際シンポジウムでの議論内容の周知といった広報活動を効率的に行うことができた。このほか、公開セミナー等の資料は、公正取引委員会ウェブサイト等にも掲載しており、参加していない者に対する情報発信も効率的に行えている。

ウ 各府省における規制の事前評価における競争評価の取組の支援・促進

(7) 競争評価の定着に係る施策

手引及びサンプル事例の配布は、各府省による競争評価チェックリストの作成及び競争評価チェックリストを用いた競争評価の実施に当たって、簡便かつ適切な参考資料を提供するものであり、各府省に共通した疑問点について個々に回答する方法等よりも事務負担を大幅に軽減するものであることから、各府省における取組を効率的に支援することができている。

また、平成25年12月及び平成26年2月に総務省が開催した政策評価に関する統一研修（規制の事前評価に関する研修）では、各府省の担当者が一堂に会した場で、競争評価チェックリストについて説明することで、効率的にその意義等を伝えることができた。

(4) 競争評価の内容の向上に係る施策

各府省が行う競争評価について、規制が競争に与える影響をより詳細に分析できるような内容にすること及びそのような詳細な分析を各府省が行うことを効果的に支援する方法については、経済学、規制の事前評価及び行政実務の多岐にわたる論点を整理した上で検討する必要がある。そのためには、経済学や、規制の事前評価に係る専門家の知見が不可欠であるところ、検討会という形式で、当該専門家が一堂に会して議論することで、多岐にわたる論点の整理及び方向性の検討を進める取組が効率的に行うことができた。

(4) 総合的評価

ア 目標達成度合いの測定結果

- (7) 各行政機関共通区分
相当程度進展あり

(1) 判断根拠

「入札談合等関与行為防止法に係る発注機関向け研修の実施回数」及び「公開セミナーの開催回数」に関しては、具体的な数値目標を達成している。

また、「発注機関における入札談合等の防止に係る意識・取組内容を向上させることによる発注機関に対する競争政策の定着状況」及び「事業者、法曹等の実務家、行政機関の職員等における競争政策に係る理解の増進による事業者等に対する競争政策の定着状況」に関しては、一定の高い理解度、有益度を示しており、目標を達成したといえる。

「各府省における規制の事前評価に当たっての競争評価の定着及びその内容の向上による各府省に対する競争政策の定着状況」については、回答内容等に改善の余地がみられる例もあり、各府省における競争政策の定着という目標を達成したとまではいえないが、一定の実績を示しており、取組が相当程度進展したと考えられる。

イ 施策の分析

測定指標全体を通じて評価すれば、本件取組は、発注機関における発注業務の改善、競争政策や競争政策に係る最近の主要な論点に関する情報発信、各府省における規制の事前評価に当たっての競争評価の定着等のために必要かつ有効であり、また、その活動は効率性があったと評価できる。

なお、平成25年度及び平成26年度に開催された6回の公開セミナーのうち、参加者の満足度が特に高かった2回（第36回〔97.4%〕及び第37回〔97.2%〕）について見ると、参加者アンケート中の、「公開セミナーの参加理由」の質問に対し、「テーマ」を選んだ回答者の割合が他の回と比較して高くなっていることから、引き続き事業者や実務家等の関心が高く、かつ、競争政策上重要なテーマの選定に重点を置く必要がある。

ウ 次期目標等への反映の方向性

(ア) 施策

競争的な市場環境の創出を図るため、現在の目標を維持し、引き続き本件取組（入札談合等関与行為防止法等に係る発注機関向け研修の実施、公開セミナーの開催、各府省における規制の事前評価における競争評価の取組の支援・促進）を推進していく。

(イ) 測定指標

本件取組は、発注機関における発注業務の改善、競争政策や競争政策に係る最近の主要な論点に関する情報発信、各府省における規制の事前評価に当たっての競争評価の定着のために必要であり、かつ、一定の有効性及び効率性があったと評価できる。そのため、各指標とも、現在の目標設定の考え方を維持し、引き続き本件取組を推進していく。なお、「発注機関における入札談合等の防止に係る意識・取組内容を向上させることによる発注機関に対する競争政策の定着状況」の測定指標に関しては、前記6(2)アのとおり、研修対象者が発注担当職員等であることを踏まえると、研修の理解度及び有益度はそれぞれ90%以上を、研修内容の周知予定についても発注機関で共有することで効果を拡大させること等を踏まえると、おおむね90%以上を維持していくことを今後の目標とし、来年度以降、定量的目標とすることも視野に入れて測定指標の見直しを検討していく。また、「事業者、法曹等の実務家、行政機関の職員等における競争政策に係る理解の増進による事業者等に対する競争政策の定着状況」についても、前記6(2)イのとおり、公開セミナーや国際シンポジウムは、特定のテーマを事前に公表しているが、特定の参加条件を設定していないため、一定の知識を有する者以外の者が参加していると思われること等を踏まえると、満足度80%以上を維持していくことを今後の目標とし、来年度以降、定量的目標とすることも視野に入れて測定指標の見直しを検討していく。

また、公開セミナーのテーマ選定に当たっては、平成26年度行政

事業レビューにおいても、事業者や実務家等の関心が高く、かつ、競争政策上重要なテーマの選定に重点を置く旨、改善の方向性が示されているとおり、事業者、法曹等の実務家、行政機関の職員等における競争政策に係る理解の増進を効率的に図るため、引き続きテーマの選定に重点を置くとともに、会場規模・講演内容・講演時間等の設定を適切に行うこととする。

各府省における規制の事前評価における競争評価の取組の支援・促進については、競争評価の定着を図る上で、競争評価チェックリスト及び手引等の配布に対するニーズがあり、かつ、それぞれの取組は効率的に実施されていることから、継続していく必要がある。その上で、引き続き、各府省の実施した競争評価について継続的にその内容を分析、検討していくことが重要である。

7. 第三者の知見の活用

政策評価委員会における各委員の主な意見は以下のとおりである。

<p>○ 入札談合等関与行為防止法の研修に関し、理解度等を定量的目標として測定指標の見直しを検討する旨の記載があるが、定量的目標とはどのような指標を考えているのか。</p> <p>（現在定性的指標の要素としている入札談合等関与行為防止法の研修の理解度等について、数値によりその達成度合いを測ることが可能ではないかと考えたことから、来年度以降、定量的目標を設定することを検討している旨回答した。）</p>	小西委員
<p>○ 競争評価チェックリストの回答の中に、規制の評価が適切でないものがみられる例があるとの記載があるが、適切でないとはどのような事例なのか。また、そのような事例に対して、どのような対応をとるのか。</p> <p>（例えば、競争評価チェックリストの作成に当たって、十分な分析をしていない事例である旨回答した。また、適切な評価がなされていない事例を減らすため、これまで検討会を活用してチェックリストの改善について検討を行ってきたところ、今後、競争評価チェックリストの内容を分析し、その結果をフィードバックするなどの仕組みを考えていくことが重要である旨回答した。）</p>	若林委員
<p>○ 公開セミナーに関しては、競争政策を扱ったセミナーは需要があると思うので、会場規模を大きくし、SNS</p>	田中委員

<p>などを活用して告知方法を工夫すべきである。 （意見を踏まえ、今後、検討することとしたい旨回答した。）</p>	
---	--